全国エリア
（関東・九州以外）

Ｊ　Ａ　Ｌ　で　ん　き

（需給契約条件［低圧］）

2026年11月１日 実施

九電ネクスト株式会社

JALでんき（需給契約条件［低圧］）

目　　次

１　対象のお客さま　……　1

２　契　約　種　別　……　1

３　JALでんきＢ　……　2

４　JALでんきＣ　……　3

５　そ　の　他　……　4

附　　則　……　5

料　金　表　……　6

別　　表　……　14

1　対象のお客さま

この需給契約条件［低圧］（以下「この契約条件」といいます。）は，電気供給条件〔低圧〕（以下「供給条件」といいます。）の適用を受け，電灯または小型機器を使用され，次の地域を供給区域とする需要地一般送配電事業者が定める託送供給等約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

エリア	対象地域
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県
中部エリア	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	富山県，石川県，福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）

2　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

⑴　ＪＡＬでんき Ｂ

⑵　ＪＡＬでんき Ｃ

３　ＪＡＬでんきＢ

⑴　北海道エリア，東北エリア，中部エリア，北陸エリア

イ　適　用　範　囲

契約電流が30アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

ロ　契　約　電　流

㈠　契約電流は，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

㈡　需要地一般送配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，需要地一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は,料金表のとおりといたします。

⑵　関西エリア，中国エリア，四国エリア

イ　適　用　範　囲

使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満のお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

ロ　最大需要容量

㈠　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

㈡　当社は，最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ハ　料　　金

料金は，料金表のとおりといたします。

4　JALでんきC

⑴　適　用　範　囲

契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，当社との協議が整った場合に適用いたします。

⑵　契　約　容　量

イ　契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，次により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

⑷　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

⑸　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　イによりがたい場合には，負荷設備の容量等を基準として，当社とお客さまとの協議によって定めます。

⑶　料　　金

料金は,料金表のとおりといたします。

５　そ　　の　　他

⑴　当社は，供給条件18（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお，JALでんきＢ（関西エリア，中国エリア，四国エリア）における最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表３（日割計算の基本算式）によるものといたします。

⑵　お客さまが希望される場合で当社が認めたときは，検針の結果等を紙面により郵送することがあります。この場合，当社は，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する金額を，原則として，料金とあわせて申し受けます。

⑶　この契約条件に定めのない事項については，供給条件によるものといたします。

附　　則

１　実　施　期　日

この契約条件は，2026年11月１日から実施いたします。

２　この契約条件の実施に伴う切替措置

2026年12月の料金に係る計量期間等の始期の前日までの料金は，この契約条件において別に定める料金表によらず，この契約条件実施の際現に適用している需給契約条件［低圧］によります。

料　　金　　表

１　料　　金

料金は，次の対象エリアおよび契約種別ごとに，基本料金または最低料金，電力量料金および供給条件別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，最低料金および電力量料金は,別表１（燃料費調整）⑶により，燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし,北海道エリア，東北エリアおよび中国エリアについては，別表２（離島ユニバーサルサービス調整）⑶により，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。なお，JALでんきＢ（関西エリア，中国エリア，四国エリア）の再生可能エネルギー発電促進賦課金については，最低料金適用電力量までは,最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。この場合の最低料金適用電力量とは，関西エリアおよび中国エリアについては，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい，四国エリアについては，最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

⑴　JALでんきＢ（北海道エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	１，７１６円３０銭
契約電流40アンペア	２，２８８円４０銭
契約電流50アンペア	２，８６０円５０銭
契約電流60アンペア	３，４３２円６０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３５円７５銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの１キロワット時につき	４２円０４銭
280キロワット時をこえる１キロワット時につき	４５円７６銭

⑵　JALでんきＣ（北海道エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	５７２円１０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３５円７５銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの１キロワット時につき	４２円０４銭
280キロワット時をこえる１キロワット時につき	４５円７６銭

⑶　JALでんきＢ（東北エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	１，２３２円１３銭
契約電流40アンペア	１，６４２円８４銭
契約電流50アンペア	２，０５３円５５銭
契約電流60アンペア	２，４６４円２６銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円９９銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３７円７４銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円６９銭

⑷　JALでんきＣ（東北エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４１０円７１銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円９９銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３７円７４銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円６９銭

⑸　JALでんきＢ（中部エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	１，３４３円７６銭
契約電流40アンペア	１，７９１円６８銭
契約電流50アンペア	２，２３９円６０銭
契約電流60アンペア	２，６８７円５２銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	２１円２３銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２５円７１銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２８円６６銭

⑹　JALでんきＣ（中部エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４７円９２銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	２１円２３銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２５円７１銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２８円６６銭

⑺　JALでんきＢ（北陸エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	９０７円５０銭
契約電流40アンペア	１，２１０円００銭
契約電流50アンペア	１，５１２円５０銭
契約電流60アンペア	１，８１５円００銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円８４銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３４円７３銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４４銭

⑻　JALでんきＣ（北陸エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まった

く電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

ロ　電 力 量 料 金

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円８４銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３４円７３銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４４銭

⑼　JALでんきＢ（関西エリア）

最低料金および電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	７６３円８１銭
電力量料金	15キロワット時を超え120キロワット時までの１キロワット時につき	２０円８７銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２６円２７銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２９円２５銭

⑽　JALでんきＣ（関西エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４９７円８２銭

ロ　電 力 量 料 金

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	１８円４７銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２１円６８銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２４円１８銭

⑾　JALでんきＢ（中国エリア）

最低料金および電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	９８３円３７銭
電力量料金	15キロワット時を超え120キロワット時までの１キロワット時につき	３３円３０銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３９円９８銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４２円１０銭

⑿　JALでんきＣ（中国エリア）

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４７６円１８銭

ロ　電 力 量 料 金

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円６１銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３６円７０銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	３８円５７銭

⑬　JALでんきＢ（四国エリア）

最低料金および電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	９５３円１３銭
電力量料金	11キロワット時を超え120キロワット時までの１キロワット時につき	３１円４０銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３８円０２銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円５３銭

⑭　JALでんきＣ（四国エリア）

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４４円８８銭

ロ　電　力　量　料　金

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	２８円００銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３３円５３銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４５銭

別　　表

1　燃 料 費 調 整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γ＝⑸に定める係数

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が(5)に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が(5)に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，JALでんきＢ（関西エリア，中国エリア，四国エリア）のお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお，最低料金適用電力量とは,関西エリアおよび中国エリアについては，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい，四国エリアについては，最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

⑵　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，⑸に定めるものといたします。

⑶　燃料費調整額の差引きまたは加算

最低料金および電力量料金は，⑴イによって算定された平均燃料価格が⑸に定める基準燃料価格を下回る場合は，⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，⑴イによって算定された平均燃料価格が⑸に定める基準燃料価格を上回る場合は，⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑷　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により，お客さまにお知らせいたします。

⑸　燃料費調整単価算出係数等

対象エリアごとに，次のとおりといたします。

対象エリア	係数			基準燃料価格〔円〕	基準単価〔1キロワット時につき〕
	α	β	γ		
北海道エリア	0.1874	0.0899	1.0036	80,800	17銭3厘
東北エリア	0.0259	0.2563	0.8915	83,500	19銭7厘
中部エリア	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23銭3厘
北陸エリア	0.0415	0.0745	1.2499	79,800	16銭5厘
関西エリア	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16銭5厘
中国エリア	0.0406	0.0992	1.1994	80,300	21銭2厘
四国エリア	0.0875	0.0770	1.1770	80,000	15銭4厘

なお，JALでんきＢ（関西エリア，中国エリア，四国エリア）の基準単価については，次のとおりといたします。

イ　関 西 エ リ ア

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	２円４７銭５厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１６銭５厘

ロ　中 国 エ リ ア

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	３円１８銭５厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	２１銭２厘

ハ　四 国 エ リ ア

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	１円６９銭４厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１５銭４厘

２　離島ユニバーサルサービス調整

⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γ＝⑸に定める係数

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が⑸に定める離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）\times\frac{⑵の離島基準単価}{1,000}$$

⑵　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が⑸に定める離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{⑵の離島基準単価}{1,000}$$

⑶　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が⑸に定める離島調整

上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，JALでんきＢ（中国エリア）のお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。なお,最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

⑵　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，⑸に定めるものといたします。

⑶　離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は，⑴イによって算定された離島平均燃料価格が⑸に定める離島基準燃料価格を下回る場合は，⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，⑴イによって算定された離島平均燃料価格が⑸に定める離島基準燃料価格を上回る場合は，⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の定める方法により，お客さまにお知らせいたします。

⑸　離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

対象エリアごとに，次のとおりといたします。

対象エリア	係数			離島基準燃料価格〔円〕	離島基準単価〔1キロワット時につき〕	離島調整上限燃料価格〔円〕
	α	β	γ			
北海道エリア	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	１厘	119,000
東北エリア	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	１厘	119,000
中国エリア	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	１厘	119,000

なお，JALでんきＢ（中国エリア）の離島基準単価については，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	１銭７厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１厘

３　日割計算の基本算式

⑴　日割りする場合の基本算式は,次のとおりといたします。

イ　最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

⑴　JALでんきＢ（北海道エリア）

第１段階料金適用電力量＝120キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝160キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ280キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) JALでんきＢ（東北エリア，中部エリア，北陸エリア）およびJALでんきＣ

第１段階料金適用電力量＝120キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝180キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ) JALでんきＢ（関西エリア，中国エリア）

最低料金適用電力量＝15キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電賦課金が適用される電力量をいいます。

第１段階料金適用電力量＝105キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝180キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

㈡　JALでんきＢ（四国エリア）

$$\text{最低料金適用電力量}=11\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電賦課金が適用される電力量をいいます。

第１段階料金適用電力量＝109キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝180キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑵　⑴によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端

数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　供給条件17（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，⑴の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \quad \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴および⑶の「計量期間等の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ　計量期間等の日数

(ｲ)　電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ﾛ)　需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ　暦　　日　　数

(ｲ)　電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる計量期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ﾛ)　需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。